

(仮称)龍北総合運動場整備事業の優先交渉権者の決定について(公表)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 7 条に基づき特定事業に選定された「(仮称) 龍北総合運動場整備事業」について、P F I 法第 8 条第 1 項の規定により、民間事業者を選定した結果を、P F I 法第 11 条第 1 項の規定より、客観的な評価となる審査講評とともに下記のとおり公表します。

平成 29 年 12 月 18 日

岡崎市長 内田 康宏

記

1 事業名称

(仮称) 龍北総合運動場整備事業

2 事業期間

事業契約の締結日から 2035（平成 47）年 3 月 31 日までの期間

3 事業方式

本事業の事業方式は、市が所有権を持ったまま、選定事業者が自らの提案をもとに設計、改修、維持管理及び運営業務を行う R0(Rehabilitate Operate)方式であり、第 3 種陸上競技場に整備する新設スタンド以外の運動施設、周辺施設及び陸上競技場のフィールド（トラック及びインフィールド含む）をこれにより整備するが、一部、第 3 種陸上競技場に整備する新設スタンドについては、選定事業者が自らの提案をもとに設計、建設した後、市に所有権を移転し維持管理及び運営業務を行う BTO (Build Transfer Operate) 方式とする。

4 募集及び選定方法

「(仮称) 龍北総合運動場整備事業募集要項」（平成 29 年 6 月 13 日公表）等に則り、民間事業者の公募を行い、「(仮称) 龍北総合運動場整備事業者選定審査委員会設置要綱」及び「(仮称) 龍北総合運動場整備事業審査基準書」（平成 29 年 6 月 13 日公表）に基づき（仮称）龍北総合運動場整備事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査を行いました。

5 事業者選定経過の日程

日程	内容
平成 29 年 6 月 13 日	募集要項等の公表
平成 29 年 6 月 20 日	募集要項等に関する説明会
平成 29 年 8 月 22 日 ～ 8 月 25 日	参加表明書及び参加資格審査申請書兼誓約書の受付
平成 29 年 9 月 7 日	参加資格審査結果の通知
平成 29 年 9 月 25 日 ～ 9 月 27 日	競争的対話の実施
平成 29 年 11 月 1 日 ～ 11 月 2 日	提案書の受付
平成 29 年 11 月 27 日 ～ 11 月 28 日	提案に関するヒアリングの実施
平成 29 年 11 月 29 日	優先交渉権者の決定
平成 29 年 12 月 18 日	審査講評の公表

6 民間事業者の選定結果

(1) 優先交渉権者

グループ名	酒部建設グループ
代表企業	酒部建設株式会社
構成企業 (代表企業を除く)	株式会社 梓設計 中部支社 株式会社 岡崎工業 アシックスジャパン株式会社 関西オフィス グリーン産業株式会社
協力企業	株式会社 オオバ 名古屋支店

(2) 次点交渉権者

グループ名	大日本土木グループ
代表企業	大日本土木株式会社 名古屋支店
構成企業 (代表企業を除く)	長谷川体育施設株式会社 中部支店 三幸株式会社 名古屋支店 白龍建設株式会社 大伸建設株式会社
協力企業	株式会社 東畑建築事務所 名古屋事務所 大日コンサルタント株式会社 名古屋支社 セイコー建設有限会社

7 期待される優先交渉権者の提案による効果

審査委員会により選定された優先交渉権者の提案は、(仮称)龍北総合運動場整備事業に関して、民間事業者の創意工夫が大いに発揮されたものであり、良質な公共サービスの提供がもたらされることが期待できます。

また、本事業における市の財政負担額については、市が直接実施する場合の市の財政負担額と優先交渉権者が提案するPFI事業にて実施する場合の市の財政負担額を現在価値に換算して比較すると、概ね226,383,000円の財政負担の削減が図られ、VFM (Value For Money) は約5.93%と算出されます。